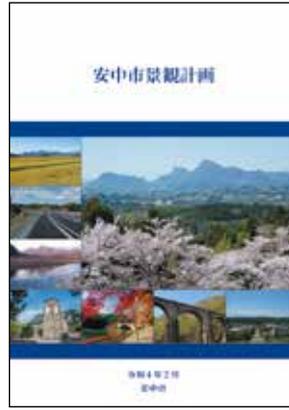


〔 〕 困都市整備課計画係 (☎ 内線 1212)

魅力ある景観まちづくりを 進めていきます

景観法に基づく

「安中市景観計画」を策定しました



景観計画に基づく届出などの

手続について説明会を開催します

10月1日から景観計画、景観条例などについて施行・運用を開始する予定です。そこで、景観計画の施行・運用に向けて、景観行政に関係する事業に携わる皆さんを対象に、届出などの手続に関する説明会を開催します。参加を希望する人は、申込用紙を窓口に参加、もしくは電話、メールにてお申し込みください。

日時▼4月20日(水)午後2時～

場所▼〔 〕 305会議室

内容▼景観計画に基づく届出などの手続に関すること

対象者▼景観行政に関係する事業に携わる事業者・市民

申込期限▼4月18日(月)

※申込用紙は市ホームページからダウンロードできます

申込み・問合せ▼

〔 〕 困都市整備課計画係

(☎ 内線 1212)

E-mail: toshi@city.annaka.lg.jp

※9月30日までは、群馬県景観条例に基づく届出が必要になる場合があります

冊子は〔 〕 困都市整備課のほか、安中市図書館・松井田図書館で閲覧することができます。また、市ホームページで公開しています。

〔 〕 環境政策課廃棄物対策係 (☎ 内線 1881)

資源ごみのリサイクルに ご協力ください

令和元年度の群馬県のごみのリサイクル率の平均は14・7%と全国平均の19・6%を下回っている中で、安中市は11・0%とさらに下回っています。

リサイクル率の向上のためには、資源として再利用できるものをきちんと分別し、捨てるのが大切です。

ごみを減量していくために、リサイクルを通して、資源の有効活用にご協力をお願いします。

○不燃物の日にごみステーションで回収するごみの中には、分別すればリサイクルできる「飲料缶」「びん」が多

く含まれています。1人1人が気を付けて分別するだけでごみの減量につながります。

○小型家電(横30cm×縦15cmの投入口に投入できる大きさの家電)は〔 〕、〔 〕など市内5か所に設置してある小型家電ボックスに入れることでリサイクルできます。

※ごみの分別、拠点回収については、3月中旬に配布した「ごみ収集日程表」を確認してください

飲料缶

飲料用の缶のみ(アルミ、スチール)



- 中身をすべて出して、中をすすいでください。
- アルミ缶とスチール缶はまとめて出せます。
- ※飲料用以外の缶(缶詰、一斗缶)などは「不燃物」で出してください

びん

飲料用、食料用、調味料、化粧品、飲み薬などのびん



- 中身をすべて出して、中をすすいでください。
- ふたは必ずはずしてください。
- リターナブル瓶(ビール瓶、牛乳瓶など)は、できるだけ販売店へ戻しましょう。
- ※ガラス製品、薬品(農薬、劇薬)のびんは「不燃物」で出してください